

会 議 録

1. 会議名	平成30年度第2回習志野市健康なまちづくり審議会
2. 開催日時	平成30年8月9日（木）13時30分から14時30分
3. 開催場所	市庁舎3階 大会議室A
4. 出席者	<p>委員：豊崎会長、栗原委員、櫛方委員、小林委員、久保委員、長島委員、田淵委員、内山委員、佃委員、吉見委員、柏木委員（以上、11名）</p> <p>（欠席4名：鈴木副会長、佐藤委員、石川委員、石丸委員）</p> <p>事務局：健康福祉部 菅原部長、松岡次長、仁王健康支援課長、児玉主幹、山口主幹、塙主幹、森林主査、大石副主査（以上、8名）</p> <p>傍聴者：なし</p>
5. 概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）受動喫煙の防止に関する条例について</p> <p>（2）健康意識調査について</p> <p>3. お知らせ</p> <p>（1）受動喫煙防止市民公開講座について</p> <p>4. その他（事務連絡）</p> <p>5. 閉会</p>
6. 担当課	健康福祉部 健康支援課

会議の内容	<p><b>1. 開 会</b></p> <p>（豊崎会長）</p> <p>それでは、定刻となりましたので、平成30年度第2回習志野市健康なまちづくり審議会を開会します。</p> <p><b>2. 議 事</b></p> <p>（豊崎会長）</p> <p>これより議事に移ります。本日の議題は（1）受動喫煙の防止に関する条例について（2）健康意識調査についての2件になります。</p> <p>まず、はじめに（1）受動喫煙の防止に関する条例について、を議題</p>
-------	---

とします。

これは、昨年12月14日付で諮問を受けて、5回にわたる審議を経て平成30年4月19日付で提出した、受動喫煙を防止するための条例についての答申に基づき、市が作成した条例案について報告を受けるものです。この条例案について、事務局より御説明をお願いします。

(仁王健康支援課長)

《配布資料》

資料1 (仮称) 習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例案 (概要)

資料2 パブリックコメントに提出された意見の概要 (項目別)

資料3 「習志野市受動喫煙の防止に関する条例 (案)」修正箇所対照表

資料4 健康意識調査について

資料5 受動喫煙防止市民公開講座「受動喫煙って本当に危険なの？」

それでは、議題(1) 受動喫煙の防止に関する条例について報告します。

資料1 (仮称) 習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例案 (概要) については、皆様からいただいた答申を基に作成した条例についての考え方になります。この考え方について、パブリックコメントを実施し、提出された意見が、資料2、パブリックコメントに提出された意見の概要です。

本日は、資料3を使って説明いたしますが、資料3の左側(修正前)は資料1の内容を記載したもので、右側(修正後)には、資料2の意見と庁内での意見を反映して作成した条例の考え方を記載したものです。

それでは、右側(修正後)の列に沿って報告します。

まず、条例の名称につきましては、「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」といたしました。

次に、目的については「受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的とする」といたしました。

次に、定義については、こちら記載のとおりとしております。

次に、責務については、市の責務として「この条例の目的を達成するため、受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする」とし、市民の責務として「路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならな

い」また「路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない」とし、事業者の責務として「受動喫煙を生じさせることのないよう、必要な環境の整備に配慮しなければならない」としました。

次に、重点区域については「1、市内の駅周辺の路上等」、「2、保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、これらに準ずる施設であって、児童・生徒が主として利用するものとして規則で定めるものの周辺の路上等」と具体的に決めました。

なお、重点区域については、喫煙の禁止の項で「喫煙をしてはならない」と定め、過料の項で「重点区域のうち、市内の駅周辺の路上等において喫煙した者は、1万円以下の過料に処する」と、いたしました。

最後の欄に加熱式たばこの経過措置について記しました。

加熱式たばこについては、1、厚生労働省の資料によると「加熱式たばこの喫煙時の室内におけるニコチン濃度は紙巻きたばこに比べれば低い」、「現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」とされていること、2、改正健康増進法では、経過措置として、加熱式たばこ専用の喫煙室を設置すれば、飲食も可能とするとしていること、3、東京都においては、経過措置として、行政処分や罰則を適用しないとしています。

このことから、本市でも、経過措置として「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」として市長が指定したものについては「当分の間、重点区域での喫煙の禁止及び過料の規定は適用しない」といたしました。

条例自体を、もう少し砕いた言い方をいたしますと、市内の道路、公園、駅前広場では受動喫煙防止の義務を課します。これは、決して禁煙条例ではないので、たばこを吸っても良いが、受動喫煙を生じさせないために、周りに人がいる場合はたばこを吸ってはいけません、となります。

また、路上等以外のいわゆる民有地も含む場所ですが、喫煙する際は、受動喫煙を生じさせないように、周囲の状況に配慮してください、としています。

ただし、市内の駅周辺の路上等は喫煙を禁止する重点区域と定め、重点区域内での喫煙を禁止し、喫煙した場合は過料の対象としています。また、同じ、重点区域ですが、学校周辺の路上等は、喫煙を禁止しますが、過料の対象とはしないとしております。

また、加熱式たばこについては、健康への科学的知見が示されていないことから、受動喫煙を生じさせなければ、重点区域内で喫煙しても罰則の対象にはしないとしています。

細かな表現等は、変更になることもあるかと思いますが、以上の内容で、9月議会に提案し、可決されましたら、平成31年1月1日施行とさせていただきます。

以上、報告をさせていただきました。

(豊崎会長)

ありがとうございました。今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします——なかなか御意見も出ませんか。それでは、順を追って確認していきましょう。

まず、題名については、題名だけみると余計厳しくなったように感じられますね。これに関していかがでしょうか。

(仁王健康支援課長)

審議会でもいろいろ御意見をいただき、民有地はさわらないで、公の場所、道路、公園、駅前広場等の喫煙を規制するものとし「路上等」という言葉を使ったのですが、パブリックコメントから、市内の路上を全部禁煙というのは厳しいという意見等いただき、路上等の喫煙ということではなく、市内全体について受動喫煙を防止しようということで、名称からも「路上等」を外しております。

(栗原委員)

名前を変えることに問題はないのですが、逆にこれによって範囲が広がる印象を受けること、受動喫煙と禁煙、屋内・屋外という規定が、はっきりしなくなるという感じがします。この名称の方が厳しく受け止められかねないと思いました。

(豊崎会長)

私も題名だけみたら、習志野市は随分受動喫煙の対策が進んでいるといったイメージを受けると思う。「防ぎましょう」というイメージで、題名としては逆に良いということはいかがでしょう。

【異議なし】

次の目的ですが、目的について条項は変わっていますが、中身は変わっていない。特に問題ないとしてよいでしょうか。

【異議なし】

次の定義も特に問題なしでよろしいでしょうか。

【異議なし】

次の責務、これについてはいかがでしょうか。

(内山委員)

パブコメを見せていただきますと、やはり喫煙される方と喫煙されない方の共存が求められている「配慮してほしい」ということが沢山書かれていたなと思い「煙が漏れないような喫煙所が必要ではないか」といった意見が、随分あったと思います。

やはり、ここで市の責務として、喫煙所を設置することが出来ないにしても、共存のあり方を検討していくとか何かしていかないと。喫煙は法で認められている行為で、違法行為ではないので。パブコメに関する対応をどのように考えているのか聞かせてください。

(菅原健康福祉部長)

当初案については、市内全域で喫煙できないという非常に厳しい内容でした。そのようなことから、パブコメでは「喫煙できる場所について何らかの措置が必要である」という意見がありました。

パブコメの意見を反映し「重点区域では喫煙はできないが、それ以外の路上等では受動喫煙を生じさせなければ喫煙してもいい」と、全体的に規制を緩和した中で、喫煙所の整備については、今回の条例に特出しする形にはしていません。

しかしながら、必要な施策は推進していきます。ただ、明確に喫煙所を整備することについては、今は、何とも申し上げられない状況ではありますが、まったく考えていないというわけではございません。共存ということの対応としては、重点区域以外では喫煙が可能ということで御理解いただければと思います。

(内山委員)

ありがとうございます。なるほどと思う部分と、逆に重点区域に入るところの手前で、たくさんの方が喫煙をされてしまうのではないのかな、と思いました。パブコメにもありましたが、重点区域で吸えないなら、重点区域に喫煙所を設置するという措置をとらないと、重点区域に入る手前の所がたばこスポットになってしまうということがおきるのではないのかなと思いますので、この条例に「載せる、載せない」というのではなく、他の部分で対応をとということでしたので検討をお願いしたいと思います。

(菅原健康福祉部長)

「必要な施策は推進していく」が「明確に喫煙所を整備するとは言えない」というおかしな答弁ですが、御理解いただければと思います。

(豊崎会長)

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

喫煙所の設置については、これまでも議論を重ねてきました。今回の条例では、明らかに表記しないということで、市からの説明がありましたが、みなさん御理解いただけましたでしょうか。

(櫛方委員)

私は、この修正案は、たばこを吸う方の責務というか考え方を、条例を読んで吸う方が考えていかななくてはならない問題が残されていると思うので、その方が良いと思います。

たばこを吸う人は、重点区域以外の吸えるところでは、きよろきよろ様子を見て、誰もいなければそこで吸えるって感じで。たばこを吸っている方に「考えてくださいよ。」という意味では、ニュアンスとしてはいいんじゃないかなと思っています。

(内山委員)

私は、習志野市障がい者地域共生協議会からこちらに参加しています。障がい者の中には、グレーゾーンをジャッジしながら、どこで吸ったらよいか対応するのが苦手な方たちが多いんです。

全ての市民ではないのかもしれませんが、障がいのある方が住みやす

いまちであるためには「ここは吸っても大丈夫だよ」という場があると障がいを持った人たちにはわかりやすいと思います。そんな立場で発言させてもらっています。

(豊崎会長)

ありがとうございます。この件については非常に重要な問題ですので、この場では、今回の案でいくと、この件については今後状況を見て進化させていくことが重要かと思います。他にみなさんいかがですか。

【なし】

では、次に重点区域に関していかがでしょうか。

前に比べると、場所をはっきりとさせて、具体的に定められわかりやすくなりましたが、先ほどからの説明のとおり、加熱式たばこの規制は緩くなっているようですがいかがでしょうか。

【異議なし】

次に、喫煙の禁止。重点区域については喫煙の禁止ということですが、加熱式たばこに関しまして、みなさん何か御意見ありますか。

加熱式たばこ自体は、今のところ、国としても、一般的なデータとしても、明らかに健康被害を出しているというデータがない。加熱式たばこについても、市の提案どおり経過をみながら、ということになるかと思いますが、みなさん何かありますか。

(菅原健康福祉部長)

加熱式たばこについては「受動喫煙をさせなければ重点区域の中でも吸ってもよい」ということになっていますが、場合によっては「喫煙は禁止し、罰則の規定だけを適応しない」というように修正するかもしれません。

正式には、9月議会で条例案として提案いたしますので、今月中旬以降にはきちんとした形での発表になりますので御理解いただければと思います。

(豊崎会長)

それでは、この点に関しましては、今後変更する可能性もあるということで、みなさんお含みおきください。

【了承】

続きまして、過料に関しましては、我々は市にお任せするということで出していませんが、考えていたよりも意外と高い金額かなと思いましたが、みなさんはいかがですか。

これは、どこか参考にしたんですか。

(仁王健康支援課長)

これについては、まず、条例上は1万円以下と定めておりますが、今後規則で実際に徴収する額を決めます。今のところ、他市を参考にさせていただき、2千円程度が妥当なのかなと考えています。

条例上は、最大の金額を定めて、実際に徴収する金額は規則で定めるのが通常になっていますので、そのようにしています。

(豊崎会長)

たばこを吸って1万円はちょっと高いな、と思っていました。取られる方が怒り出すのではないかと考えていました。だいたい、そのくらいの金額かと思っていました。

(小林委員)

市内の駅周辺の路上と書いてあるのですが、非常に曖昧ですよね。この基準というのとは何かあるのでしょうか。普通に考えると駅前のロータリーぐらいかな、と思いますが、ロータリーに入ってくる路上はどうなるのかとか、先程あったグレーゾーンを広く取っておくのか、割ときっちり決めておくのか。色分けとか道に描いているところもありますよね。

(仁王健康支援課長)

重点区域の指定については地図上に色を塗って明確にします。また、現地については、今考えているのは、重点区域を示した看板を建てる。また「ここでたばこは吸えませんよ」という路面シートを貼って、重点区域であるということを示そうと思っています。



(豊崎会長)

看板と路面シートとどちらが有効ですか。もちろん、両方出すのが効果的だと思いますが。下に貼るものはあまりみんな見ないで、そのままそこに立って吸っている光景を見かけますが。

(仁王健康支援課長)

効果については、検証したことはないのですがわかりませんが、まず、看板があり、そこに図で示してあるというのが一番よろしいかと思えます。しかし看板は何本も立てられないものですから、一番目立つところに看板を立てて、あとは、路面シートで重点区域を示すのが一般的だと思います。

(菅原健康福祉部長)

全体を示す看板なども必要かと思いますが、当面对応しようと思っているのは路面シートです。重点区域については、喫煙禁止がわかるような周知を考えています。

重点区域の範囲については、まだ詳細は決定していませんが、例えば、近隣市でも駅周辺何百メートルについて規制しておりますので、そのあたりを参考にしていきたいと思います。

もちろん重点区域の境目についての御意見はあるかと思いますが、境目はどうしても生じてしまうということと、境目であっても、他市のように「ここは禁煙で、こっちは喫煙できる」ということではなく「喫煙できるが受動喫煙は禁止」という境目なので、「喫煙できる、できない」という境目とは感じも違うとは思っています。

いずれにしても重点区域については、しっかりと周知を図っていききたいとは考えています。

(豊崎会長)

ほかに御質問ありますか。

(栗原委員)

千葉駅前には路面シートが結構貼ってあります。千葉市ではポイ捨てが規制されていて、ポイ捨て防止が記載されていますが、そういったものも記載する予定ですか。

(仁王健康支援課長)

本市も路上喫煙禁止とポイ捨て禁止の路面シートはすでに貼ってあります。今回受動喫煙の防止に関する条例が施行されますと、路上等における受動喫煙防止と、重点区域内の喫煙禁止ということになりますので、私どもでつくるものには、ポイ捨てのほうは記載しない予定です。

路上喫煙禁止とポイ捨て禁止については、現在環境部が貼っていますので、それとは別に重点区域内での喫煙禁止のものを貼るということになると思います。

(豊崎会長)

確かに、駅とかにポイ捨てのものは貼ってありますね。そこでたばこを吸っていますけどね。それはまたちょっと問題かと思いますが・・・他にいかがかでしょうか。

(小林委員)

今のシート等については、過料を課さない重点区域の学校・保育所・幼稚園等についても考えているか。

(仁王健康支援課長)

はい、あくまでも学校周辺の路上を重点区域として考えておりますので、学校前の道路にも貼り付けるということは考えております。

(豊崎会長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

がんばっていっぱい貼っていただいて、コストはかかるとは思います。が、しっかりお願いしたいと思います。

条例開始時期としては、来年の1月1日、過料は4月1日という予定です。また、先ほど経過措置ということで説明のありました、加熱式たばこについて、なにか御意見はありますか。

【なし】

では、加熱式たばこについては、周囲の状況やデータを見て対応するという形で——保健所もこれに関して何かデータはとっていますか。

(久保委員)

保健所ではこういったデータはもっていません。

(豊崎会長)

これに関しては、はっきりしたものをもってはいないのですね。

(久保委員)

これは、研究機関が研究を発表しているので、全世界で40くらいありますが、そのほとんどが屋内での受動喫煙だというふうに理解しています。

(豊崎会長)

変更点に関しまして、題名から最後までみなさんに御意見をいただきましたが、通して何かほかに御意見ありますでしょうか。

【なし】

それでは、これでよろしいでしょうか。

細かな表現が、若干変更になることもあるかと思うのですが、以上の内容で9月議会に提案して、審議を経て、可決されれば、平成31年の1月1日から条例が施行されます。皆様もよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、これで、議題(1)受動喫煙の防止に関する条例についての報告を終了します。

(豊崎会長)

次に、議題(2)健康意識調査についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(仁王健康支援課長)

議題(2)健康意識調査について説明します。資料は4を御覧ください。本市では、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな

生活ができる健康なまちづくりを発展させ、推進していくため、平成27年度から31年度を計画期間とした、健康づくりの総合計画、健康なまちづくり計画を策定しています。

この計画の最終年度が平成31年度までとなっていることから、平成32年度を初年度とする次期基本計画を、平成31年度中に策定するにあたり、市民の皆様の健康意識を把握し、基本計画の基礎資料とするために実施するものです。

皆さまのお手元にお配りしております資料が、前回調査に使った内容になっております。今回は、この内容について皆様の御意見を伺うものです。

調査の内容ですが、調査対象者としては、市内在住の20歳以上の男女を対象とする一般市民2,000人を対象にしたもの、1歳6か月児健診・3歳児健診を受診するお子さんを持つ親子300組、市民活動団体、こちらが100団体、事業者500事業者の以上4つの区分を調査対象者とし調査を予定しています。

以降、それぞれの対象者に前回調査で使用した調査票を添付しています。

委員の皆様からは「こういった質問項目があった方が良いのではないか」あるいは、「この質問項目はなくても良いのではないか」といった意見をいただき、改めて質問項目を検討し、調査を実施したいと考えています。

本日この場で、調査項目について御意見いただくことは難しいと思いますので、御意見等ありましたら、8月31日までに事務局まで御意見いただけますよう、お願いしたいと思っています。以上よろしくお願います。

(豊崎会長)

ありがとうございます。かなり厚い内容ですね。

平成31年度に、次期健康なまち習志野計画を策定するために、本年10月に市民の健康意識を把握する、健康意識調査を実施するということが「こういった質問項目があった方が良いのではないか」あるいは「この質問項目はなくても良いのではないか」といった委員の皆さんの御意見をいただきたいとのことでした。

ざっとみて、かなり多岐にわたって質問事項も多いので、お帰りになってよく目を通していただいて、御意見については8月31日までに、

事務局にとのことですが、この件に関して、質問・意見等、今、ございましたら伺います。

(櫛方委員)

対象者の年齢ですが、全て20歳からとなっておりますが、成人は18歳からなので、若い方に意識を持ってほしいと思うので、18歳からで考えてもらいたいと思いました。

【賛成の声あり】

(仁王健康支援課長)

また確認させていただきますが、今回は、前回の調査をもとに今お示ししており、前回は20歳からということで、こういった内容となっております。いただいた、御意見を参考に検討してまいります。

(豊崎会長)

ちなみにこういった調査を18歳以上で行った事例などはありますか。成人の年齢が18歳からと変わったので。

(健康福祉部埴主幹)

1回目の健康なまちづくり計画を作ったときに、市内の高校生、県立高校、市立高校に授業の合間にアンケートをとってもらい、100%の回収率でした。選択項目は回答してもらえたのですが、柔軟な意見としては集まらなかったのが現状でした。

2回目からは、高校生対象のアンケートについては見送っており、今に至るという経過があります。

(松岡健康福祉部次長)

庁内の他の調査でどのような対象で行われているのか、確認しながら対象者を検討してまいります。

(豊崎会長)

私が気になったのは、成人年齢が18歳以上になっても、イメージとしては18、19歳の方は、そんなに意識をしていないと思うので、これに関する啓発活動をしないと、そのままになってしまう可能性がある

と思いますので、配慮が必要だと思いました。

他に何か御意見ありますでしょうか。

(仁王健康支援課長)

この調査項目については、委員の皆様だけではなくて、市の専門職、各係でも内容を精査します。皆様の方から「この項目は変えたらどうか」といった、意見をいただいても、専門職の方で「毎回とっているものなのでとっておきたい」といったことがありますので、皆様からいただいた御意見であっても反映させることが難しいことがあるということも御理解いただきたいということ、それから、市の専門職から見て新しい項目を追加したり、古い項目を削除したりするということもありますので、皆様からの意見を100%反映させるということができないかもしれませんが、できるだけ多くの意見を、健康支援課にいただきたいと思っています。

何かわからないことがございましたら、健康支援課企画係までお問い合わせください。どうぞよろしく願いいたします。

(豊崎会長)

どうもありがとうございます。——はい、内山委員。

(内山委員)

障がいをもった方たちを支援する中で、この間、健康支援課に、健康診断が受けられない、あの場に行けないという方について相談し「小さい部屋をとることもできるよ」というような対応してくださると配慮してもらったのですが、仮説なんですけど、障がいを持った方たちの健診の受診率は、低いのではないかと考えています。

どういう合理的配慮があれば検(健)診を受けられるのか。また、この調査でやるべきことかからないのですが、以前は個別でクリニックに行って、レントゲンを撮れたような気がするのですが今はないときいています。・・・。

(健康福祉部児玉主幹)

検診は、集団健(検)診で行っているものと個別健(検)診でおこなっているものがあります。内山委員から相談のあった胸のレントゲンについては、いろいろな状況から鑑みて、今までずっと個別ではなく、集

団検診で一次の検査を実施しています。

(内山委員)

胸のレントゲンについては、今までも集団検診しか行っていないのですが、では、特別な事情のある方には、個別検診を受けられる受給券があるとか、集団に入れない人、人込みだとパニックを起こす人には、何らかの配慮がされるような調査を、ぜひ、障がい福祉課と連携をとっていただきたい。

習志野市地域共生協議会、権利擁護部会で、障がいを持った方たちの健診率を上げる工夫をどうやっていくか、障がい福祉課だけではかなり難しいということであったので、今回、調査をするのであれば、障がいを持った方たちへのアンケートができるかどうかわかりませんが、一般の方たちに比べて健康を守ることが難しいのであれば、合理的な配慮をどうしていくかという視点で、この条例を活かしてしてもらいたいと思います。そういったことができるかどうか検討していただきたいと思います。

(豊崎会長)

ありがとうございました。胸のレントゲンの個別検診というのは、ダブルチェックが必要なので個別を導入するには、システムを変えなくてはならないので、今すぐにはなかなか難しいと思うのですが、検討してもらいたいと思います。

他にありますか。もしないようでしたら、じっくりと目を通していただきまして、31日までに事務局まで御連絡いただけますようお願いいたします。

では、意見がないようでしたら、議題についてはこれで終了させていただきます。

### 3. お知らせ

(豊崎会長)

次に、お知らせ(1)受動喫煙防止市民講座について、事務局より説明をお願いします。

(仁王健康支援課長)

資料5をご覧ください。本日、この場をお借りしまして、受動喫煙防

止市民講座についてお知らせします。

千葉県医師連盟習志野支部主催で、平成30年12月1日、土曜日、モリシアホールを会場として12時30分会場、13時開会で、受動喫煙防止市民公開講座が行われます。タイトルは「受動喫煙って本当に危険なの？」ということで、開催されます。

内容は、第1部は、ほたるのセントラル内科 内田大学先生による講演会、第2部は、落語家、立川らく朝氏によるヘルシートーク、第3部は、立川らく朝氏による健康落語が行われます。入場料は無料ですので、みなさま、ぜひ、お誘いあわせの上御来場ください。以上です。

(豊崎会長)

ありがとうございます。この件について追加で説明します。

2020年の東京オリンピックにあわせて、時代の流れを考えると受動喫煙を防止することが非常に大事であるということで、昨年、千葉県医師連盟が受動喫煙防止講座を開くことに援助しています。

昨年、松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市医師会が協同で今回お願いする内田大学先生とスピードスケートの清水宏保選手を講師に市民公開講座を開催しました。大学講堂の会場に300人以上の市民が集まり大盛況でした。

今回もいろいろ検討し、落語家の立川らく朝さんに決まった。らく朝さんは、慶応病院で医師をしていたのですが、ある日、突然落語家になり、現在は真打。今でも自分のクリニックを持っているという噂です。知識もありお話も上手な方です。

市、歯科医師会、薬剤師会にも後援をいただき、広報にも掲載予定です。ぜひ、皆さん、お声掛けいただき御来場ください。定員は150人くらいです。

受動喫煙防止条例の1月施行に先立ち、12月1日と暮れのお忙しいときですが、ぜひ御参加いただきたいと思います。

この件について何か御質問等ございますか。

#### 4. その他

(豊崎会長)

以上で、予定の内容は終わりますが、全体を通して何か御質問はありますか。



(小林委員)

これから、審議会はこういった形で開催されていくのか教えてください。

(仁王健康支援課長)

今回は第2回目として、この議題で行わせていただきました。

次回に検討する内容として、健康意識調査についてと、今年度立てる予定の自殺対策計画について審議いただく予定です。

計画としては、10月頃から健康意識調査を行い、12月、1月で結果をまとめて、意識調査を反映して、3月までに自殺対策計画を立てなければならないので、次回の開催は、健康意識調査の報告と、自殺対策の計画の素案を図るということで、1月頃の開催ができればと考えています。

(豊崎会長)

ありがとうございました。次回は、結構内容は濃いそうですね。みなさん積極的な御討議をお願いしたいと思います。

他には大丈夫でしょうか———それでは、最後に、事務局より連絡事項などございますか。

(仁王健康支援課長)

本日は、ありがとうございました。

今後の流れについて、御説明しようと思いましたが、先に終わりましたので、特に、私どもの方からは事務連絡はありません。

部長の方から、最後に、挨拶させていただきたいと思います。

(菅原健康福祉部長)

今回の議事の1点目、路上喫煙防止条例案については、昨年暮れから5回にわたり審議していただき、答申をいただきました。答申内容から若干の変更が生じ、委員の皆様には、それぞれの思いもあるとは思いますが、市としましては、今、御説明した内容で条例案を上程したいと思いますので、よろしくお願いたします。

また、健康意識調査については、先ほど資料を一気にお配りしてしまって、大変申し訳ないのですが、8月31日までということで、御意見いただきたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

## 5. 閉 会

(豊崎会長)

これにて、平成30年度第2回習志野市健康なまちづくり審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、大変、ありがとうございました。